

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	令和 8 年 2 月 1 2 日 (木) 午前 9 時 3 0 分 開会 午前 1 0 時 1 9 分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (9 人)	長嶋 一樹 安藤 玄一 今野 康敏
	山田 昌紀 川添 康大 小沼 富夫
	茅田 巖 舘 大樹 大垣 真一 (議長)
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	なし
7 説 明 員 (4 人)	市長 (萩原 鉄也)
	総務部長 (杉山 秀久)
	文書法制課長 (天春 祐一)
	文書法制課文書法制係長 (高梨 剛)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 次長 係長
1 0 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

議 題 1 3月定例会の運営について

午前9時30分 開会

○委員長【長嶋一樹議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長から御挨拶をお願いします。

○議長【大垣真一議員】 おはようございます。委員長の声がかがらからでございますが、私も周りで風邪とか、インフルエンザなのかちょっと分かりませんが、はやっていると思いますので、ぜひ体調には御留意いただきながら3月定例会もどうぞお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長【長嶋一樹議員】 それでは、市長に御出席いただいておりますので、御挨拶及び執行者側の説明をお願いいたします。

○市長【萩原鉄也】 皆さん、おはようございます。本日は2月17日火曜日に招集いたします伊勢原市議会3月定例会の市長提出議案等のうち、人事案件1件につきまして、私から御説明させていただきます。

着座にて御説明させていただきます。

議案書の195ページを御覧ください。

○議案第27号 伊勢原市教育委員会教育長の任命について

教育長につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、「当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する」とこととされており、その任期は同法第5条第1項の規定により3年とされております。

このたび宮村教育長の任期が令和8年3月31日をもって満了となりますが、引き続き教育長として任命いたしたいので、提出させていただくものです。

宮村教育長は、令和7年4月1日の就任以降、教育行政の発展に寄与していただきました。今後も教育行政を取り巻く様々な環境の変化に適時適切に対応するとともに、本市における教育のさらなる発展のため、重要課題に積極的に取り組んでいただけるものと確信をしております。

以上で、3月定例会に提出いたします人事案件1件についての説明を終了させていただきます。御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長【長嶋一樹議員】 ただいま市長から説明がありました内容について質疑等があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

ここで、市長は所用がありますので、退席いたします。

〔市長（萩原鉄也）退席〕

○委員長【長嶋一樹議員】　　続きまして、総務部長から執行者側の議案説明をお願いいたします。

○総務部長【杉山秀久】　　改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

着座にて失礼します。

それでは、私から人事案件以外の議案等につきまして御説明いたします。

人事案件以外の議案等は、令和８年度予算議案が６件、条例議案が９件、補正予算議案が６件、その他の議案が４件の合計２５件でございます。

初めに、令和８年度予算６議案につきまして御説明いたします。予算の詳しい内容につきましては、２月１０日に企画部から御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

それでは、一般会計・特別会計予算及び予算説明書をお開きいただきまして、１１ページを御覧ください。

○議案第２号　令和８年度伊勢原市一般会計予算

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４０２億１７００万円と定め、また、継続費、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきましてそれぞれ定めるものです。予算規模は前年度に対し２．０％、７億７２００万円増となっております。

次に、２３９ページを御覧ください。

○議案第３号　令和８年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９０億９７００万円と定め、また、一時借入金及び歳出予算の流用につきましてそれぞれ定めるものです。予算規模は前年度に対しマイナス０．８％、７３００万円減となっております。

次に、２７９ページを御覧ください。

○議案第４号　令和８年度伊勢原市用地取得事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億４７００万円と定め、また、地方債につきまして定めるものです。予算規模は前年度に対し５６．８％、３億４３００万円増となっております。

次に、２９７ページを御覧ください。

○議案第５号　令和８年度伊勢原市介護保険事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８７億２１００万円と定め、また、一時借入金につきまして定めるものです。予算規模は前年度に対し２．９％、２億４５００万円増となっております。

次に、３３９ページを御覧ください。

○議案第６号　令和８年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計予算

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２１億５２００万円と定めるものです。予算規模は前年度に対し１３．５％、２億５６００万円増となっております。

次に、公共下水道事業会計予算及び予算説明書をお開きいただきまして、７ページを御覧ください。

○議案第 7 号 令和 8 年度伊勢原市公共下水道事業会計予算

収益的収入の予算額を 3 4 億 4 6 0 0 万円、支出を 3 4 億 4 3 0 0 万円とし、資本的収入の予算額を 1 4 億 2 2 0 0 万円、支出を 2 3 億 1 8 0 0 万円と定めるものです。また、業務の予定量、継続費、債務負担行為、企業債、一時借入金、経費の流用、他会計からの補助金及び利益余剰金の処分につきまして、それぞれ定めるものです。予算規模は前年度に対しマイナス 1. 3 %、7 5 0 0 万円減となっております。

以上が令和 8 年度予算 6 議案でございます。

次に、条例 9 議案につきまして御説明いたします。議案書をお開きいただきまして、7 ページを御覧ください。

○議案第 8 号 伊勢原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法第 5 4 条の 3 において準用する同法第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、提案するものです。

8 ページから 2 3 ページに新規条例案を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、2 5 ページを御覧ください。

○議案第 9 号 伊勢原市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことを踏まえ、本市においても国家公務員の旅費制度に準じた見直しを行うため、提案するものです。

2 6 ページから 3 6 ページに改正条例案、3 7 ページから 6 6 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、6 7 ページを御覧ください。

○議案第 1 0 号 伊勢原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

本市の一般職の職員の給料表が改定されたことを踏まえ、本市の会計年度任用職員の給料表を改定するため、提案するものです。

6 8 ページから 7 5 ページに改正条例案、7 6 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、7 7 ページを御覧ください。

○議案第 1 1 号 伊勢原市印鑑条例の一部を改正する条例について

令和 7 年 1 2 月 3 1 日をもって全ての住民基本台帳カードの有効期間が満了したことに伴い、本条例中の住民基本台帳カードに係る規定を削除するため、提案するものです。

7 8 ページに改正条例案、7 9 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、8 1 ページを御覧ください。

○議案第１２号 伊勢原市介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和８年度の介護保険料の算定に関する特例措置を講ずるため、提案するものです。

８２ページから８７ページに改正条例案、８８ページから９６ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、９７ページを御覧ください。

○議案第１３号 伊勢原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税のうち国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるため、子ども・子育て支援納付金課税額の賦課及び減額について所要の改正が必要となるほか、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、国民健康保険税の基礎課税額等の税率等を改める必要があるので、提案するものです。

９８ページから１０３ページに改正条例案、１０４ページから１２９ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、１３１ページを御覧ください。

○議案第１４号 伊勢原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊勢原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、家庭的保育事業等及び放課後児童健全育成事業における地域限定保育士制度の一般制度化に係る規定を整理するほか、家庭的保育事業等における利用乳幼児の健康診断の取扱いについて所要の改正を行うため、提案するものです。

１３２ページ、１３３ページに改正条例案、１３４ページから１３７ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、１３９ページを御覧ください。

○議案第１５号 伊勢原市児童館条例の一部を改正する条例について

伊勢原市公共施設等総合管理計画に基づき、地域コミュニティのための集会所施設として藤野児童館を地元自治会に譲与するため、提案するものです。

１４０ページに改正条例案、１４１ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、１４３ページを御覧ください。

○議案第１６号 伊勢原市火災予防条例の一部を改正する条例について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備を追加するほか、所要の改正を行うため、提案するものです。

１４４ページ、１４５ページに改正条例案、１４６ページから１４９ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、補正予算６議案につきまして御説明いたします。恐れ入りますが、補正予算及び予算説明書（３月定例会）をお開きいただきまして、５ページを御覧く

ださい。

○議案第17号 令和7年度伊勢原市一般会計補正予算（第7号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に14億8014万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を446億5873万3000円とするものです。内容につきましては後ほど歳入歳出に分けて御説明いたします。

第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正及び第4条地方債の補正につきましても後ほど御説明いたします。

それでは、歳入歳出予算の補正について、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、28ページ、29ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

まず、2款総務費です。財政調整基金積立金追加4億6360万8000円は、今回の歳入歳出予算の補正に伴い生じた一般財源の残余を積み立てるものです。国県支出金等精算返納金追加3492万1000円は、生活保護や感染症予防等に係る国県支出金について、令和6年度決算等に基づく精算を行うものです。市税過誤納還付金及び加算金追加3700万円は、固定資産税に係る賠償還付等に必要な予算が不足することから追加するものです。戸籍住民基本台帳管理費追加233万2000円は、法改正に伴い、戸籍の附票に旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するシステムに改修するため、必要な経費を追加するものです。

次に、3款民生費です。教育・保育推進事業費追加1216万2000円は、対象児童数の増加に伴い、保育所及び認定こども園等への補助に必要な経費の不足が見込まれるため、追加するものです。子ども・子育て支援給付費追加9124万6000円は、人事院勧告に伴う給与改定を踏まえた国の補正予算において公定価格が増額改定され、保育所等に対する施設型給付費に不足が生じることが見込まれるため、追加するものです。

続いて、30ページ、31ページを御覧ください。

次に、5款農林水産業費です。土地改良団体事業負担金追加505万2000円は、県が国の補正予算を活用して実施する相模川西部土地改良事業に対応するものです。

次に、7款土木費です。舗装打換事業費追加6000万円は、国の補正予算の内示に伴い、市道167号線及び市道740号線の舗装打ち換えや緊急輸送道路補完道路等の路面下空洞調査に要する必要な経費を追加するものです。都市計画道路田中笠窪線整備事業費追加4億5022万円は、国の補正予算の内示に伴い、令和8年度計画事業の設計業務及び整備工事を前倒しするため、追加するものです。地域公園整備事業費追加2150万円は、国の補正予算の内示に伴い、老朽化した公園遊具の更新工事及び避難場所となる都市公園へ防災施設を整備するため、必要な経費を追加するものです。

次に、9款教育費です。小学校校舎等改修事業費追加1億2302万2000円は、伊勢原小学校の校舎等のトイレ改修工事に伴い、必要な経費を追加するものです。

続いて、３２ページ、３３ページを御覧ください。中学校校舎等改修事業費追加１億７５５９万７０００円は、山王中学校の屋上及び外壁等の改修工事に伴い、必要な経費を追加するものです。体育施設維持管理費追加３４８万６０００円は、行政センター体育館の玄関ホールにてアスベストの浮遊が確認されたことに伴い、除去工事を行うため、必要な経費を追加するものです。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、２２ページ、２３ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

まず、１１款地方交付税です。普通交付税追加５億２３８５万５０００円は、普通交付税の再算定結果に基づき追加するものです。

次に、１５款国庫支出金です。子ども・子育て支援給付費負担金追加５７２０万７０００円は、子ども・子育て支援給付費追加の財源です。社会保障・税番号制度システム整備費補助金追加２３３万２０００円は、戸籍住民基本台帳管理費追加の財源です。社会資本整備総合交付金（道路事業）追加２億９７万５０００円は、都市計画道路田中笠窪線整備事業費追加の財源です。防災・安全社会資本整備交付金（道路事業）追加２８００万円は、舗装打換事業費追加の財源です。防災・安全社会資本整備交付金（都市公園等事業）追加７５０万円及び防災・安全社会資本整備交付金（都市防災事業）追加２５０万円は、地域公園整備事業費追加の財源です。小学校費補助金における学校施設環境改善交付金追加１９５５万３０００円は、小学校校舎等改修事業費追加の財源です。中学校費補助金における学校施設環境改善交付金追加４７１３万４０００円は、中学校校舎等改修事業費追加の財源です。

続いて、２４ページ、２５ページを御覧ください。

１６款県支出金です。子ども・子育て支援給付費負担金追加１３３１万９０００円及び子ども・子育て支援給付費補助金追加２８２万円は、子ども・子育て支援給付費追加の財源です。

次に、１９款繰入金です。用地取得事業特別会計繰入金追加５５４５万１０００円は、国の補正予算を活用し、先行取得した用地の買戻しを実施することに伴い追加するものです。

次に、２２款市債です。土地改良事業債追加４９０万円は、土地改良団体事業負担金追加の財源です。道路橋りょう整備事業債追加２４００万円は、舗装打換事業費追加の財源です。都市計画街路整備事業債追加２億４９１０万円は、都市計画道路田中笠窪線整備事業費追加の財源です。地域公園整備事業債追加１０００万円は、地域公園整備事業費追加の財源です。小学校改修事業債追加１億３２０万円は、小学校校舎等改修事業費追加の財源です。

続いて、２６ページ、２７ページを御覧ください。中学校改修事業債追加１億２８３０万円は、中学校校舎等改修事業費追加の財源です。

続きまして、繰越明許費の補正について御説明いたしますので、１２ページを御覧ください。第２表繰越明許費補正につきましては、物価高騰対策の追加や国の補正予算への対応のほか、事業進捗等により年度内の完了が困難と見込まれる

14事業について設定するものです。既定の繰越明許費と合わせた総額は19億541万7000円です。

まず、2款総務費の市民文化会館改修事業費4159万1000円は、大ホール及び小ホールの特定天井及び施設改修設計事業の事業者公募スケジュールにおいて庁内調整に時間を要したため、繰り越すものです。戸籍住民基本台帳管理費233万2000円は、今回の補正により追加した戸籍の附票へ旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するためのシステム改修について必要な事業期間が確保できないため、繰り越すものです。

3款民生費の地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金5082万4000円は、地域密着型サービス事業所の建設時期に遅れが生じたため、繰り越すものです。物価高対応子育て応援手当給付事業費3419万9000円は、事業実施に必要な期間が確保できないため、繰り越すものです。

5款農林水産業費の土地改良団体事業負担金505万2000円は、県が国の補正予算を活用して実施する相模川西部土地改良事業に対応するため、繰り越すものです。

7款土木費の舗装打換事業費6000万円は、舗装打替工事において執行に遅れが生じたほか、国の補正予算を活用して実施する市道167号線ほか1路線の舗装打替工事について必要な事業期間が確保できないため、繰り越すものです。市道改良事業費930万円は、市道605号線の電柱移設について関係地権者との交渉に時間を要したため、繰り越すものです。安全な歩行空間整備事業費3454万円は、市道58号線ほか1路線の電柱移設について関係機関との協議に時間を要したため、また、市道2703号線について隣接する関係地権者との出入りの調整に時間を要したため、繰り越すものです。都市計画道路田中笠窪線整備事業費5億9844万7000円は、先送りした設計業務等の一部財源とするほか、関係地権者との交渉や周辺家屋への影響など、安全対策に時間を要し、必要な事業期間を確保できないため、繰り越すものです。地域公園整備事業費4425万円は、今回の補正により追加した公園遊具の更新工事及び防災施設の設備のほか、鳴瀬公園のり面改修工事について必要な事業期間が確保できないため、繰り越すものです。

9款教育費の小学校校舎等改修事業費1億2302万2000円及び中学校校舎等改修事業費1億7559万7000円は、国の補正予算の活用に伴い、必要な事業期間が確保できないため、繰り越すものです。体育施設維持管理費348万6000円は、今回の補正により追加した行政センター体育館玄関ホールのアスベスト除去工事について必要な事業期間が確保できないため、繰り越すものです。

10款災害復旧費の農業用施設災害復旧費10万円は、令和6年台風10号の被害を受けた農業用施設について、天候等の影響により年度内の完成が困難となったため、繰り越すものです。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたしますので、13ページを

御覧ください。第3表債務負担行為補正の市庁舎電話交換機借上料は、機器更新のため、4583万6000円を限度額として債務負担行為を設定するものです。ソフトウェア等使用料は、電子申請システム及び公共施設利用予約システムについて、システムの改修等に伴い、追加の経費が必要となったため、限度額を12億8200万円から13億753万5000円に変更するものです。ソフトウェア等使用料追加は、セキュリティクラウド利用料の高騰に伴い、追加の経費が必要となったため、98万円を限度額として債務負担行為を設定するものです。施設設備維持管理等経費、施設運営管理等経費、システム等保守管理経費及び燃料・原材料等購入費につきましては、令和8年4月1日からの業務開始に伴う業者選定、仕様提示、入札・決定等の契約準備事務を令和7年度中に進めるため、債務負担行為を設定するものです。

続きまして、第4表地方債補正につきまして御説明いたしますので、14ページ、15ページを御覧ください。第4表地方債補正は、市債の補正に伴い、それぞれ起債の限度額を土地改良事業費は3850万円から4340万円に、道路橋りょう整備事業費は1億3700万円から1億6100万円に、都市計画街路整備事業費は8億4710万円から10億9620万円に、地域公園整備事業費は5430万円から6430万円に、小学校改修事業費は8380万円から1億8700万円に、中学校改修事業費は8180万円から2億1010万円に変更するものです。これにより、起債限度額の合計は24億840万円から29億2790万円となります。

以上が一般会計補正予算についての御説明になります。

次に、51ページを御覧ください。

○議案第18号 令和7年度伊勢原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に6833万7000円を追加し、歳入歳出予算総額を92億3947万5000円とするものです。内容につきましては後ほど歳入と歳出に分けて御説明いたします。

第2条債務負担行為につきましても後ほど説明させていただきます。

それでは、歳入歳出予算の補正内容について歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、62ページ、63ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

5款基金積立金です。国民健康保険財政調整基金積立金追加6833万7000円は、令和6年度における決算剰余金の処分として、実質収支額のうち予算に未計上の全額を追加するものです。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、60ページ、61ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

7款繰越金です。繰越金追加6833万7000円は、令和6年度における実質収支額のうち予算に未計上の全額を追加するものです。

続きまして、54ページを御覧ください。債務負担行為について御説明いたし

ます。

第2表債務負担行為の施設運営管理等経費につきましては、令和8年4月1日からの業務開始に伴う契約準備事務を令和7年度中に進めるため、設定するものです。

次に、69ページを御覧ください。

○議案第19号 令和7年度伊勢原市用地取得事業特別会計補正予算（第1号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億400万円とするものです。今回の補正理由としましては、国交付金の補正内示を受け、一般会計が用地取得事業特別会計から再取得する用地を整理するため、歳出予算科目の組替えを行うものです。

それでは、歳出予算の補正内容について御説明いたしますので、74ページ、75ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

第1款公債費です。都市計画道路伊勢原駅前線用地を取得する際の財源とした公共用地先行取得等事業債の償還について、市街地再開発事業の事業進捗により繰上償還を行わないため、償還元金5545万1000円を減額するものです。

第2款繰出金です。先ほど御説明した繰上償還を行わないため、同額5545万1000円を一般会計繰出金に追加するものです。

次に、79ページを御覧ください。

○議案第20号 令和7年度伊勢原市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に86万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億1904万8000円とするものです。内容につきましては後ほど歳入と歳出に分けて御説明いたします。

第2条債務負担行為につきましても後ほど御説明いたします。

それでは、歳入歳出予算の補正内容について、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、90ページ、91ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

1款総務費です。一般事業費追加172万3000円は、介護報酬改定に伴うシステム改修費を追加するものです。

7款予備費減額86万2000円は、一般事務費へ充用するものです。

続きまして、歳入予算の補正内容につきましては御説明いたしますので、88ページ、89ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

2款国庫支出金です。介護保険事業費補助金追加86万1000円は、一般事務費追加の財源です。

続いて、債務負担行為について御説明いたしますので、82ページを御覧ください。

第2表施設運営管理等経費及びシステム等保守管理経費につきましては、令和8年4月1日からの業務開始に伴う契約準備事務を令和7年度中に進めるため、設定するものです。

次に、９７ページを御覧ください。

○議案第２１号 令和７年度伊勢原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）

第１条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に４４５万４０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１９億３７５万６０００円とするものです。

それでは、歳出予算の補正内容から御説明いたしますので、１０８ページ、１０９ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

２款後期高齢者医療広域連合納付金です。保険料等納付金追加４４５万４０００円は、令和６年度における実質収支額について精算納付金として納付するため、追加するものです。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、１０６ページ、１０７ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

４款繰越金です。前年度繰越金追加４４５万４０００円は、令和６年度における実質収支額のうち予算の未計上の全額を追加するものです。

次に、恐れ入りますが、公共下水道事業会計補正予算及び予算説明書をお開きいただきまして、５ページを御覧ください。

○議案第２２号 令和７年度伊勢原市公共下水道事業会計補正予算（第２号）

初めに、第１条は総則としており、第２条からが補正の内容となっておりますので、第２条の業務の予定量から御説明いたします。主要な建設改良事業中、污水管渠整備事業費を５６９８万円増額するものです。

次に、第３条資本的収入及び支出について御説明いたします。収入は合計５６９０万円増額、内訳は企業債を３１９０万円、国庫補助金を２５００万円、それぞれ増額するものです。支出は建設改良費を５６９８万円増額するものです。また、補正に伴い、資本的収入が資本的支出に対して不足する額に変動が生じ、不足する額が８億８５６万３０００円となることから、当年度分損益勘定留保資金による補填額を８万円増額するものです。

次に、第４条企業債は、資本的収入のうち企業債の増額に伴う限度額の変更でございまして、公共下水道事業費が８億５３８０万円となります。

次に、第５条債務負担行為は、令和８年４月１日からの業務開始に当たり、契約事務を円滑に行うため、債務負担行為設定を追加するものです。

６ページを御覧ください。内容としては、施設運営管理等経費で１億８４１２万２０００円、燃料・原材料費等購入費で１７８８万円です。

次に、資本的収入及び支出について、支出から御説明いたしますので、１８ページ、１９ページを御覧ください。

第２項建設改良費、第１目管渠建設改良費は、国庫補助金の内示に伴い、地震対策事業を前倒しで実施するもので、污水管渠整備事業費として５６９８万円増額するものです。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、１６ページ、１７ページを御覧ください。収入については、支出の増額に伴う財源の補正でございます。

第1款企業債、第1目建設改良債は、公共下水道事業債を3190万円、第4項国庫補助金、第1目国庫補助金は、管渠分の防災・安全社会資本整備交付金として2500万円、それぞれ増額するものです。

次に、8ページを御覧ください。8ページから15ページまでは予算の補正に伴い、予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書及び予定貸借対照表等の修正をするものです。

以上が補正予算議案についての説明です。

次に、その他の議案4議案につきまして、御説明いたします。恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、151ページを御覧ください。

○議案第23号 不動産（建物）の譲与について

昭和53年に市が建築した藤野児童館の建物について、藤野自治会より譲与の申請があったことから、地域の自治発展の拠点となる集会所施設の適切な財産管理を推進することを目的とし、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものです。

152ページに譲与内容、153ページに建物の位置図を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、155ページを御覧ください。

○議案第24号 不動産（建物）の譲与について

昭和59年から昭和61年までに市が建築した旧ふれあいの森日向キャンプ場の建築物について、土地所有者である株式会社三井住友銀行より譲与の申請があったことから、令和6年に市と同行との間で締結した日向地区の活用に係る基本協定に基づき、日向地区の豊かな自然環境や観光資源を生かした地域活性化、森林の持つ多面的機能の増進及び普及啓発を推進することを目的とし、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものです。

156ページに譲与内容、157ページに建物の位置図を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、159ページを御覧ください。

○議案第25号 市道の廃止について

市道を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により提案するものです。

160ページから162ページに市道廃止調書、163ページから170ページまでに市道廃止図を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、171ページを御覧ください。

○議案第26号 市道の認定について

市道を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものです。

172ページから175ページに市道認定調書、176ページから193ページに市道認定図を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

以上で、3月定例会に提出いたします議案等につきましての説明を終了させていただきます。

○委員長【長嶋一樹議員】　ただいま総務部長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いします。（「なし」の声あり）

以上で、執行者側の議案説明を終了いたします。

次に、議会側処理事項についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【佐伯暁美】　それでは、お配りしてございます議会運営委員会・議会側処理事項（２月１２日）を御覧ください。請願・陳情の受理状況について、今回は請願、陳情の提出はございません。

以上でございます。

○委員長【長嶋一樹議員】　続きまして、議案等の委員会付託についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【佐伯暁美】　正副委員長と協議の上、付託表の案を２枚作成し、お配りしてありますので、御覧ください。

１枚目は２月２４日分で、議案第８号から議案第２７号までの２０件のうち議案第８号及び議案第１３号については教育福祉常任委員会に付託。それ以外の１８件については付託省略。

２枚目は３月４日分で、議案第２号から議案第７号までの令和８年度各会計予算について、一般会計は所管部分を各常任委員会に分割付託、特別会計予算及び公共下水道事業会計予算については所管の各常任委員会に付託。

以上でございます。

○委員長【長嶋一樹議員】　ただいま説明した内容について、質疑等があればお伺いします。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託表のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【長嶋一樹議員】　御異議ありませんので、付託表のとおり決定いたします。

次に、会期の決定についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【佐伯暁美】　会期の決定については、過日原案をお示しし、御了解いただいておりますので、その内容に基づいて日程案を作成し、お配りしてございますので、御覧いただきたいと思います。会期につきましては２月１７日から３月２３日までの３５日間でございます。

- ・ ２月１７日　本会議　提案説明
- ・ ２月１９日　総括質疑・一般質問通告期限正午
- ・ ２月２４日　本会議　議案審議
- ・ ２月２７日　委員会　付託審査

- (教育福祉常任委員会 午前9時30分)
- ・ 3月 4日 本会議 総括質疑
 - ・ 3月 6日 委員会 予算審査
(総務常任委員会 午前9時30分)
 - ・ 3月 9日 委員会 予算審査
(産業建設常任委員会 午前9時30分)
 - ・ 3月10日 委員会 予算審査
(教育福祉常任委員会 午前9時30分)
 - ・ 3月16日 本会議 一般質問
 - ・ 3月17日 本会議 一般質問
 - ・ 3月18日 本会議 一般質問
 - ・ 3月23日 本会議 最終日

以上でございます。

○委員長【長嶋一樹議員】 それでは、お諮りいたします。会期の決定については、配付した内容のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【長嶋一樹議員】 御異議ありませんので、配付した内容で2月17日の本会議において、議長からお諮りいたします。

以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時19分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和8年2月12日

議会運営委員会
委員長 長嶋 一 樹